

第 42 号議案

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部  
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 3 年 1 月 18 日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

夏季における職員の心身の健康の維持および増進ならびに職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方を一層推進する観点から、夏季休暇の取得期間を拡大するため、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 夏季における心身の健康の維持および増進等の理由により休暇を願い出たときに特別休暇を与えることができる期間を6月から10月までに拡大することとします。
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第  
18条
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第  
20号）第19条
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第  
24号）第18条

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第18条 省略</p> <p>第19条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1の年の<u>7月から9月までの期間内</u>において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。</p> <p>第20条以下 省略</p>	<p>第1条～第18条 省略</p> <p>第19条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1の年の<u>6月から10月までの期間内</u>において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。</p> <p>第20条以下 省略</p>